

番号確認・本人確認書類(写)添付台紙兼提出物チェックリスト

子どものための教育・保育給付等認定申請書の提出にあたっては、市は保護者(申請者)の個人番号と本人であることの確認が必要になります。

施設を通じて提出する場合や郵送の場合は、以下の書類(有効期限内のものに限る)をこの台紙に貼って申請書類と一緒に提出してください。併せて、裏面の提出物チェックリストをご活用ください。

【保護者(申請者)がマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合】

マイナンバーカードの表面及び裏面のコピーを貼ってください。

(表面)



(裏面)



【保護者がマイナンバーカードをお持ちでない場合】

「①番号確認書類」と「②本人確認書類」をそれぞれ貼ってください。

①番号確認書類

保護者のマイナンバーを確認できる書類

●通知カード(変更がないものに限る)のコピー



●マイナンバーが記載された住民票の写し

などのうちいずれか1つ

+

②本人確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の**コピー**

《顔写真付きの書類の場合》

●運転免許証 ●旅券 ●身体障害者手帳

●在留カード ●特別永住者証明書

などのうちいずれか1つ

《顔写真が無い書類の場合》

●公的医療保険の被保険者証 ●共済組合員証

●国民年金手帳 ●児童扶養手当証書

などのうちいずれか2つ

(裏面あり)

提出物チェックリスト(※ご提出いただく書類は有効期限内のものに限ります。)

★印の書類は原則、認定開始希望日以前に発行された、発行日から認定開始希望日までの期間が6か月以内のものである必要があります。ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をお取りください。

全ての方が提出する書類				チェック	
子どものための教育・保育給付等認定申請書				☐	
保護者(申請者)の個人番号(マイナンバー)を確認できる以下のいずれかの書類				☐	
①	マイナンバーカード(個人番号記載面)のコピー	③	個人番号が記載された住民票の写し★		
②	通知カード(変更がないものに限る)のコピー	④	住民票記載事項証明書★		
保護者(申請者)の本人確認ができる以下のいずれかの書類のコピー				☐	
Ⓐ	マイナンバーカード(顔写真面)	㉑	精神障害者保健福祉手帳		
Ⓑ	運転免許証	㉒	療育手帳		
Ⓒ	運転経歴証明書	㉓	在留カード		
Ⓓ	旅券	㉔	特別永住者証明書		
Ⓔ	身体障害者手帳				
上記Ⓐ～㉔以外の場合は、以下㉕～㉗の2つ以上の書類(※令和7年12月2日以降は、㉕～㉗に代えて資格確認書のコピーをご提出ください。)					
㉕	健康保険証	㉘	介護保険被保険者証		
㉖	後期高齢者医療被保険者証	㉙	健康保険日雇特例被保険者手帳		
㉗	共済組合員証	㉚	国民年金手帳または基礎年金番号通知書		
㉛	私立学校教職員共済制度の加入者証	㉜	児童扶養手当証書		
世帯状況により提出が必要な書類				チェック	
ひとり親家庭で児童扶養手当を受給していない場合	戸籍謄本(全部事項証明書)★ ※別居していて離婚協議中の場合は弁護士・裁判所を介して行っていることを確認できる書類★ (相手方に離婚の意思が表明されていることが確認できる必要有) ※外国籍の場合はひとり親の事実を確認できる書類★			☐	
令和6年中又は令和7年中に国外に居住していた場合	国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類★ ※国外収入が無かった場合は収入が無かった旨の申立書★			☐	
保育の必要性があり、預かり保育の利用料の無償化認定を希望する場合 ※以下のいずれかの書類が必要です。ふたり親家庭の場合は父母それぞれの書類が必要です。 預かり保育の利用料の無償化認定を希望しない場合は不要です。				チェック	
	保育の必要性を証明する書類			提出書類	
1	就 労	1ヶ月の実労働時間が64時間以上		就労証明書★ ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Taxの場合は受信通知及び申請データ)・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書(直近年度分)・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写し★を添付 ※証明日より就労開始(予定)日が後の日付の場合には就労内定状態となり、就労開始日以降の証明日の就労証明書提出が必要 ※内職の方は直近3か月分の給与明細のコピーを添付	父 ☐
	内 職	月3万円以上			
2	出 産	産前6週目(多胎の場合は14週目)の日(産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日)が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間 ※出産予定日で認定するため、実際の出産日より認定期間が前後する場合があります。		親子健康手帳(母子健康手帳)の表紙と分娩予定日が分かるページのコピー ※多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要。多胎児を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書★も必要	母 ☐
3	疾病・傷病	1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要な場合		医師の診断書★ ※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの	
4	心身障がい	身体障害者手帳1～4級、精神障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1・B2		各手帳のコピー	
5	介護・看護	同居の家族などを月64時間以上介護・看護しているため保育にあたれない場合		介護または付き添いに関する申立書★及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書★など	
6	災 害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合		災害復旧に従事していることが分かる書類★	
7	求 職	仕事を探すことに専念するため、外出することが常態となっている場合		求職活動に関する申立書★	
8	就 学	月64時間以上の就学(就学先は、原則として学校教育法や職業訓練開発促進法で定めるもの等)		在学証明書★及び認定開始希望日以降の時間割が分かる書類	